

寄付金等取扱規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人萩原学術振興財団（以下、「当法人」という。）が受領する寄付金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(寄付金の種類及び募集)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ① 一般寄付金 寄付者が使途を特定せずに寄付した寄付金
- ② 特定寄付金 寄付者が寄付の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定した寄付金

- 2 この規程における寄付金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。
- 3 当法人は常時、寄付金を募ることができる。

(寄付金の使途)

第 3 条 一般寄付金は、寄付金総額の 50%以上を定款第 4 条の公益目的事業に使用し、残額を管理費に使用することができる。

- 2 前項については、寄付者にこの規程を示し、了解を得るものとする。
- 3 特定寄付金は、全額を寄付者の特定した使途に使用するものとする。

(受領書等の送付)

第 4 条 寄付金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄付者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、当法人の公益目的事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(受領の制限)

第 5 条 寄付金が、次の各号に該当するとき、若しくはそのおそれがあるときは、当該寄付金の受領を辞退しなければならない。

- ① 法令に抵触するときのほか、当法人の業務遂行上支障があると

認められるとき及び当法人が受入れるには社会通念上不相当と認められるとき

- ② 第2条第1項第2号の特定寄付金について、その使途が定款第3条に定める目的の達成に資するものでないとき

(情報公開)

第6条 当法人が受領する寄付金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、当法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に定める公益認定を受けた日から施行する。